

条件付一般競争入札公告

令和7年5月12日

岩手県知事 達増 拓也

1 業務概要

- (1) 業務名 岩手県立黒沢尻工業高等学校非常階段改築等工事監理業務
- (2) 業務対象地域 岩手県立黒沢尻工業高等学校（北上市村崎野24地割19番地）
- (3) 業務内容 岩手県立黒沢尻工業高等学校非常階段改築等工事の監理業務
- (4) 委託予定期間 委託契約締結日の翌日から監理対象工事工期の終期日の概ね14日後まで

2 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年6月2日（月）午後1時10分
- (2) 場所 岩手県庁舎 地下1階 入札室

3 入札方法

入札金額については、業務に要する一切の費用を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

4 入札参加資格

- (1) 令和6・7年度建設関連業務競争入札参加資格者名簿の建築関係建設コンサルタントの意匠業務を申請業務として申告した者で、岩手県内に本店又は営業所等（岩手県内に本店を有する者の営業所に限る。）を有すること。
- (2) 会社として、次のア又はイのいずれかの技術者が2名以上在籍していること。ただし、一級建築士については、1名以上在籍していること。
 - ア 一級建築士
 - イ 二級建築士
- (3) 平成27年4月1日以降に、元請として、学校の設計業務又は工事監理業務に類する受注実績を有すること。
- (4) 次に掲げるア及びイの基準を満たす者を管理技術者（業務の成果品の品質を維持・確保するため本業務委託をつかさどる者をいう。以下同じ）として1に示した業務に配置できること。
 - ア 管理技術者は（ア）又は（イ）のいずれかの資格を有すること。
 - （ア） 一級建築士
 - （イ） 二級建築士
 - イ 入札日前3か月以上継続して雇用している者であること。

5 入札保証金 免除

6 入札説明書の配付

入札説明書は岩手県のホームページ（トップページ > 県政情報> 入札・コンペ・公募情報 > 建設関連業務入札 > 「【入札公告】岩手県立黒沢尻工業高等学校非常階段改築等工事監理業務」）
(<https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/gyoumu/index.html>) からダウンロードすること。

7 入札参加資格申請書の受付期限及び提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査申請書に確認書類を添え令和7年5月19日（月）午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から正午まで、及び午後1時から午後5時まで）に12の場所に持参又は郵送のうえ、1部を提出しなければならない。

なお、当該書類の補足、補正は、令和7年5月21日（水）午後5時まで認める。

入札参加資格の有無について、審査後、令和7年5月22日（木）までに通知する。

8 設計図書及び契約条項の閲覧

(1) 閲覧 入札及び開札の日の午後5時まで

(2) 閲覧方法 設計書（金抜き）、特記仕様書等の閲覧は、岩手県のホームページ（トップページ > 県政情報> 入札・コンペ・公募情報 > 建設関連業務入札> 「【入札公告】岩手県立黒沢尻工業高等学校非常階段改築等工事監理業務」）

(<https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/gyoumu/index.html>) により行う。

9 質問書の受付及び回答方法

設計図書等に対して質問がある場合は、書面（様式任意。FAX による提出可）により令和7年5月26日（月）正午までに12に示す照会先に提出すること。また、回答は、質問者及び入札参加希望者に対し令和7年5月29日（木）午後5時までにFAXにより送信する。

10 入札書の提出方法

(1) 入札書を直接持参すること。なお、郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

(2) 入札に関する詳細は、条件付一般競争入札心得によること。

11 その他

(1) 入札参加資格審査申請書及び確認書類に虚偽の記載をした者に対しては、建設関連業務に係る指名停止等措置基準に基づき、指名停止等の措置を行うことがある。

(2) 入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合又は受注の重複等により管理技術者による業務の遂行が困難と認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

(3) 入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本業務の入札が中止された場合であってもその補償を請求することができないものとする。

(4) その他詳細については、条件付一般競争入札公告〔共通事項〕及び条件付一般競争入札説明書に示すとおりとする。

12 照会先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

岩手県教育委員会事務局教育企画室施設整備管財担当

電話 019-629-6152（直通） FAX 019-629-6119

条件付一般競争入札公告〔共通事項〕

1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号のいずれかの規定に該当しない者であること。（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号。以下「措置基準」という。）に基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていないこと。
- (4) 措置基準に基づく文書警告を受けている場合、発注業務の申請日現在において措置を受けた日から 1 月を経過していること。また、発注業務の申請日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告を受けていないこと。
- (5) 受注を希望する業務に、入札日現在において申請者と 3 ヶ月以上の雇用関係にある者を管理技術者として配置できること。

2 不正又は不誠実な行為がある場合等の取扱い

上記の入札参加資格要件を全て満たす場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、参加資格を認めないことがある。

- (1) 不正又は不誠実な行為があること。
- (2) 経営状況が著しく不健全であると認められること。
- (3) 業務が重複し、管理技術者による業務の遂行が困難であると認められること。
- (4) 建設関連業務について業務成績が著しく不良であること。
- (5) その他不公正又は不誠実と認められる事由等があり、建設関連業務の受託者（以下「受託者」という。）として不適当であると認められること。

3 入札参加手続等

(1) 入札参加申請と入札参加資格確認

入札公告に示す期限までに次の書類（以下、「入札参加資格審査申請書等」という。）を提出して、入札参加資格要件の確認を受けた者でなければ入札に参加できないこと。

ア 入札参加資格審査申請書

イ 入札参加資格確認調書

ウ 管理技術者の資格、雇用関係、及び業務実績を確認できる書類

エ 入札参加資格で求める業務実績を確認できる書類

オ その他入札参加資格のために必要と認める書類

(2) 入札参加資格確認書類の提出方法及び提出場所

入札公告に示す場所等へ持参または郵送により提出すること。

(3) 入札参加資格確認調書の記載内容の補正等

ア 入札参加資格の確認に際し、入札執行者が入札参加資格確認調書の記載内容の補正が必要と認

められた場合（軽微な補正を除く。）は、入札参加資格確認調書の差替え等を認めることができるものとする。

ただし、管理技術者等、照査技術者及び担当技術者については、一度提出した後の変更は認めないものとする。

(4) 設計図書等の閲覧等

ア 本業務に係る設計書、図面、仕様書及び契約条項等（以下「設計図書等」という。）は、発注機関が入札公告で示す方法において、閲覧できるものとする。

イ 設計図書等に対する質問及び回答

① 設計図書等について質問がある場合は、入札公告に示す期間内に発注機関に質問書を提出することができる。なお、一般的事項に関しては、電話又は口頭により照会して差し支えない。

② 質問書に対する回答は、入札公告に示す期間までに FAX で回答することとし、質問者への直接回答は原則として行わないものとする。

(5) 入札方式並びに開札の日時及び場所

入札及び開札の日時及び場所は、入札公告に示すとおりとする。

4 入札保証金

入札公告に示すとおりとする。

5 入札方法等

(1) 入札書の提出等

ア 入札書の提出方法は、入札公告に示すとおりとする。

イ 質問回答において、積算に関わる事項を知らせることがあるので、質問回答を閲覧のうえ、入札書の提出を行うこと。

ウ 入札書の提出は、指定された方法としなければならない。

エ 一度提出した入札書の書替え、引換え又は撤回は認めない。

オ 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 競争入札の趣旨が失われると認められるときは、入札を取りやめることがある。

6 落札の決定方法

(1) 会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）第 100 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上ある場合は、入札執行者の指示により、当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

7 入札結果等の公表

(1) 契約締結後における対象業務の入札結果は、競争入札及び随意契約の情報の公表に係る要綱により、行政情報センター又は行政情報サブセンターのホームページに掲載するとともに、閲覧に供

することにより公表するものとする。

(2) 入札結果の公表までの間は、入札の経緯、結果の問い合わせには、一切応じないものとする。

8 入札の無効等

契約締結後において、入札が無効となることが明らかになった場合は、県の指示に従わなければならない。

9 契約保証金

契約金額の10分の1以上の金額とする。

10 管理技術者の配置

管理技術者、照査技術者（設計図書に定める場合）及び担当技術者（設計図書に定める場合）は、入札日において、入札公告に示す要件を満たす者でなければならない。

11 その他

(1) 入札参加者は、条件付一般競争入札説明書及び入札心得を遵守しなければならない。

(2) 落札者の決定後、この入札に付する業務に係る委託契約の締結までの間において、公正な入札が確保されていなかった場合及び当該落札者が入札公告に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該委託契約を締結しないことがある。

(3) 入札参加申請書、確認書類等に虚偽の記載をした者に対しては、建設関連業務に係る指名停止等措置基準に基づき、指名停止等の措置を行うことがある。

(4) 入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

(5) 入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本委託業務の入札が中止された場合であってもその補償を請求することができないものとする。